

令和5年3月8日から
**出産・子育て応援給付
金事業が始まりました**

全ての妊婦・子育て世帯が安心して
出産・育児ができるようアンケートや面
談等の相談支援を行うとともに、出産
育児関連用品の購入や子育て支援サ
ブスの利用負担軽減のため、計10万
円を給付しています。(出産応援ギフ
ト5万円+子育て応援ギフト5万円)
※支援内容は今後、変更する可能性が
あります。

**令和4年4月1日～令和5
年3月7日までに妊娠届を
提出された方へ**

▽令和4年4月1日～令和5年3月7
日までに妊娠届を提出され、現在、
妊娠中の方には、出産後に「出産応
援ギフト」および「子育て応援ギフ
ト」をご案内します。

▽令和4年4月1日～令和5年3月7
日までに出産された方には「出産応
援ギフト」および「子育て応援ギフ
ト」の支給を令和5年3月末までに
終えています。

問合せ先

役場福祉課健康係
☎574・2214

出産応援ギフト

【対象】
令和5年3月8日以降に妊娠届け
を出した妊婦。
【内容】
妊娠1回につき、現金5万円を支
給します。
【手続き】
妊娠届提出時に、申請書に記入し
ていただきます。

子育て応援ギフト

【対象】
令和5年3月8日以降に出生した
児童の保護者。
【内容】
対象児童1人につき、現金5万円
を支給します。
【手続き】
「赤ちゃん訪問」時に、申請書を
記入していただきます。

**ヘルプマーク・ヘルプカ
ードを希望される方へ**

「ヘルプマーク・ヘルプカード」を希望される方は、役場福祉課窓口までお越し
ください。また、電話での受付も行いますのでお問い合わせください。

問合せ先

役場福祉課福祉係
☎574・2214

『ヘルプマーク』とは

義足や人工関節を使用している方、内部障
がいの方や発達障がいの方など、外見からは
わからない方が、周囲の方に配慮を必要とし
ていることを伝えることで援助が得やすくな
ることを目的としています。

**ヘルプマークを
身に着けた方への配慮の例**

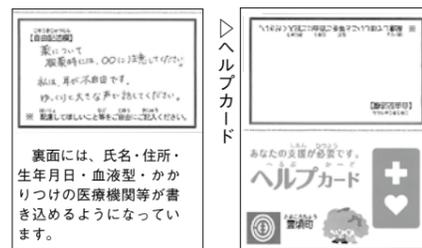
- ① 電車、バス等、公共交通機関で席を譲ること
外見では健康に見えても、疲れやすかったり、
つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つ
ことが困難な方がいます。また、外見からはわ
からないため、優先席に座っていると不審な目
で見られ、ストレスに感じる場合があります。
- ② 駅や商業施設等で声をかける等の配慮
交通機関の事故等、突発的な出来事に対して
臨機応変に対応することが困難な方や立ち上が
る、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方が
います。
- ③ 災害時、安全に避難するための配慮
視覚障がいや聴覚障がい等で状況把握が
難しい方、肢体不自由等による自力で迅速
な避難が困難な方がいます。

『ヘルプカード』とは

障がいのある方の中には、自分から「困っ
た」となかなか伝えられない人がいます。そうい
う方々が困ったときに助けを求めるためのもの
です。また、このカードは「助けが必要な人」と
「手助けできる人」を結ぶカードでもあります。

ヘルプカードの活用場面

- ① 災害のとき
災害が発生したとき。
災害に伴う避難生活が必要なとき。
- ② 緊急のとき
道に迷ってしまったときや
パニック発作等の発作や病気のとき。
- ③ 日常的に、ちょっとした手助けがほ
しいとき。



ヘルプカードの記入例

**マイナンバーカードの
健康保険証利用について**

マイナンバーカードを医療機関や薬
局で健康保険証としての利用が本格的
に開始されていますが、一部の医療機
関の準備で整っていないところもあり
ますので、保険証と両方を持って受診
していただきますようお願いいたします。

マイナンバーカードを健康保険証と
して利用するためには、登録手続きが
必要です。
マイナンバーカードの保険証利用で
疑問や困ったことがありますしたら、役
場福祉課係までお問い合わせしてく
ださい。

問合せ先

役場福祉課健康係
☎574・2214

**献血に
ご協力ください**



問合せ先

役場福祉課健康係
☎574・2214

実施日 **4月6日(木)**

実施場所	
9:30～10:00	大津コミセン前
10:45～11:45	豊頃町農協前
13:15～16:00	役場前

献血予約をアプリから

日本赤十字社が献血予約などができるアプリ「献
血 Web 会員サービス ラブラッド」を開設しました。
問診や献血予約をアプリから行うことができます。
ぜひこの機会にダウンロードをお願いします。



献血の事前予約は
こちらから

種別	年齢	体重
200ml 献血	16歳～69歳	男性 45kg 以上 女性 40kg 以上
400ml 献血	男性 17歳～69歳 女性 18歳～69歳	男女とも 50kg 以上

**児童生徒就学援助費等
のお知らせ**

児童生徒就学援助費

お子さんの就学にあたり経済的に困り
で、町が定める要件に該当する家庭を対象
に学用品費や給食費などの援助を行って
います。

就学援助を希望される方は、申請書を
直接教育委員会へ提出してください。
提出いただいた申請書をもとに書類審査
を行い、結果については保護者あてに、
本認定は5月上旬から中旬頃、年度途中に
申請された方には、随時通知します。
また認定を受け、すでに援助費が給付さ
れている保護者においても、世帯の経済状
態が好転したときなど、認定が取り消され、
援助費の全部または一部の返還が必要にな
る場合があります。

小中学校検定受験料助成金

町内の小中学校に在籍する児童生徒が、
次の検定試験を受験した場合、児童生徒
の保護者に対し、受験料の全額を助成し
ます。

【助成対象となる検定試験】
・英語検定 ・漢字検定 ・数学検定
※同年度内において各検定試験につき、1人
2回までの助成の対象となります。
【助成金の申請】
・町内の小中学校を会場として実施される
検定試験を受験する場合は、会場となる
学校が手続きを行います。
・町内の小中学校以外の会場で実施される
検定試験を受験する場合は、保護者が教
育委員会で手続きを行う必要があります。

高等学校等就学助成金

高等学校・特別支援学校高等部等に就
学している生徒の保護者に対し、月額
7千円の助成金を交付します。中学校等
を卒業または終了後、引き続き3年間を
限度に、対象の生徒が下宿等で本町に住
まなくても保護者が居住していれば助成
対象となります。また、定時制や通信制
の学校でも助成対象となります。

豊頃中学校の卒業生等、教育委員会
把握している保護者へは4月中旬に申請用
紙を送付いたしますが、転入等で申請用
紙が届かない方については、教育委員会
へお知らせください。

小中学校等修学旅行交付金

小中学校等の修学旅行に対し、本町に
居住する保護者を対象に小学校6年生
1万円、中学校3年生に2万円を交付し
ます。
※要保護者・準要保護者就学援助、特別
支援教育就学援助助成対象者は、当該
制度の援助がありませんので、交付金の
対象になりません。
町内の小中学校に通学する児童生徒に
ついては、学校において手続きを行いま
す。特別支援学校小・中学部等に進学し
ている児童生徒については、保護者が教
育委員会で手続きを行う必要があります。
修学旅行出発日の20日前までに手続き
をしてください。

問合せ先

教育委員会学校教育係
☎579・5801

▽出産・子育て応援給付金事業が始まりました
広報とよこる

役場だより

▽ヘルプマーク・ヘルプカードを扱われる方
広報とよこる

役場だより